

令和6年度食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金対象事業候補募集要領 (1次募集)

鳥取県市場開拓局食パラダイス推進課

1 目的

令和7年に開催される大阪・関西万博を契機に、インバウンドや国内外のハイエンド層の鳥取県への誘客促進を図るため、県内の農家、飲食店、宿泊施設、観光施設などが連携し、“鳥取の食”と“体験型観光”を組み合わせた新商品の造成を支援することにより、ステージアップした「食パラダイス鳥取県」をPRすることを目的に、食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金（以下、「補助金」という。）の交付対象となる事業候補の募集を行います。＜令和6年度1次募集＞

2 募集事業の概要

令和7年2月28日までに完了する事業を対象に募集をします。（交付対象となる経費は、県が交付決定した日から令和7年2月28日の事業完了までに要した経費です。）

区分	募集期間	予算額
1次募集	令和6年7月29日（月）～ 同年8月30日（金）	10,000千円

※採択事業の採択額が予算額を超える場合、審査結果を元に順位付けし、採択額を予算額以内に配分・順位によって不採択とすることがあります。

1 事業の内容	<p>(1) “鳥取の食”と“体験型観光”を組み合わせた誘客サービス、メニュー及び商品の開発・改良</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二十世紀梨の梨狩り体験と梨を使用したスイーツメニュー開発、提供 ・星空舞の収穫体験と炊きたての新米を使用したおにぎり作りやメニュー開発、提供 ・グランピングやサウナ体験と県産食材を使用したバーベキューメニュー開発、提供 ・鳥取砂丘アクティビティ体験と海鮮グルメメニューの開発、提供 ・温泉と県産食材を使った新たな名物料理の開発、提供 <p>(2) (1)のPR（(1)の開発・改良を行った者が行うその成果品に関するPRに限る。）</p>
2 事業実施主体	<p>県内の農林水産事業者、飲食店、旅館・ホテル、観光施設又はそれら関係事業者等が連携したグループ</p> <p>※構成員に県外事業者等を含む場合は、構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有する者とする。</p>
3 補助対象経費	<p>(1) 県産食材を使用したメニュー及び商品の開発・改良に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 試作材料費 イ 機械・装置、器具・備品等の購入に係る経費（50万円未満のものに限る。） ウ 食品分析等に係る経費 エ パッケージデザイン版下作成費 オ ログマーク入りシール作成経費 等 <p>(2) 体験型観光メニューの新規造成に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 企画提案に係る委託料、謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る。） イ 機械・装置、器具・備品等の購入に係る経費（50万円未満のものに限る。） ウ マニュアル、パンフレット等の印刷製本費 等 <p>(3) (1)又は(2)のPRに係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 委託料 イ 資材作成費 等
4 補助率	1/2以内
5 補助金上限額	1事業当たり 1,000千円

3 募集について（1次募集）

- (1) 募集期間：令和6年7月29日（月）～8月30日（金）必着
(2) 応募書類及び書類提出部数：

応募書類	提出部数
事業計画書及び収支予算書（様式第1号、2号）	各1部

- (3) 応募方法：郵送、持参、電子メール

4 応募に当たっての留意事項

- (1) 予め事業概要をまとめた資料を作成いただき、申請前に食パラダイス推進課に相談してください。
(2) 応募は1者につき1事業とします。
(3) 採択された事業については、知事が別に定める食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金交付要綱に基づく本補助金の交付申請手続きを経て交付を決定します。
(4) 原則として、交付決定日以降の経費を対象とします。
(5) 補助額は、補助金交付要綱で定める補助上限額を限度として、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とします。
(6) 応募に要する経費（審査会の参加等）は応募者の負担とします。また、応募書類は原則として返却しません。

5 採択事業の決定方法、留意点

- (1) 事前審査（書類審査）
事業趣旨に適合しているか、応募書類による事前審査を行います。その際、事業計画書だけでは判断が難しい場合、必要に応じて事業内容等の問い合わせ等を行う場合があります。
- (2) 本審査（プレゼンテーション）
事前審査通過者は、食パラダイス鳥取県×体験型観光企画支援補助金審査会において、プレゼンテーションをしていただき、審査員が事業内容についての審査等を行います。本審査への参加を事業採択の前提とします。
- ア 日程・場所：令和6年9月上中旬予定（日時、場所及び開催方法等については事前審査後に通知します。）
イ 審査内容：次の事項を総合的に判断して審査し、採択事業を決定します。

評価項目	内容
○事業の新規性(発展性)	新規の取組か、継続事業の場合は発展性が認められるか。
○実施の確実性・計画の妥当性	運営体制やスケジュール等、確実に実現性の高い事業計画であるか。収支計画が妥当か。
○食パラダイス鳥取県のPR効果	県産食材及び食パラダイス鳥取県のPRにつながるか。
○鳥取県への誘客効果	鳥取県への誘客を期待できる取組であるか。インバウンドやワンランク上の客層を意識した効果的な取組であるか。
○補助対象経費の妥当性	試作・開発・改良の範疇を超えた補助対象経費となっていないか。

- (3) 審査結果は、応募者に通知します。

6 申込・問合せ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7836 ファクシミリ 0857-21-0609 電子メール shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp